# 事務事業評価シート

(平成23年度実施事業)

事務事業名	道路占用許可事務					事業コ	ード	2819
所属コード	81000	課等名	道路	道路管理課			<b>系名</b> 管理係	
課長名	宮田 晃	担当者	·名	大久保	祐司	内線番	号	2714
評価分類	■ 一般 □ 2	公の施設	口大	規模公共	<b>卡事業</b>	□ 補助金	<u> </u>	〕内部管理

# 

# (1) 概要

総合計画	施策の柱	快適な都市機能		コード	7
体系	施策	快適な居住環境の実現		コープ	3
	基本事業	生活道路環境の向上		コープ	1
予算費目名	一般会計	14 款 1項 7目 道路占用料(02-01)			
特記事項					
事業期間	□単年度	■単年度繰返 □期間限定複数年度	開始年度	昭和 27	年度
根拠法令等	道路法及び	盛岡市道路占用規則,盛岡市道路占用料徴収	【条例,同施	行規則	

#### (2) 事務事業の概要

道路法第32条等に基づき,道路占用物件に対し道路占用許可を行い,有償物件については道路 占用料を徴収している。

#### (3) この事務事業を開始したきっかけ(いつ頃どんな経緯で開始されたのか)

道路法の中で、道路占用物件に対し、道路の本来的な範囲での道路占用が認められている。

#### (4) 事務事業を取り巻く現在の状況はどうか。(3)からどう変化したか。

生活の多様化に伴い、道路環境整備等市民の要望も多岐に及んでいる。

# 

# (1) 対象 (誰が, 何が対象か)

道路法第32条第1項及び同法施行令第7条に規定されている占用物件

# (2) 対象指標(対象の大きさを示す指標)

指標項目		21 年度	22 年度	23 年度	23 年度	26 年度
		実績	実績	計画	実績	見込み
A 道路占用許可申請件数	件	1,771	1,806	1,750	1,667	1500
В						
С						

#### (3) 23 年度に実施した主な活動・手順

道路法等に基づき道路占用許可申請を受け、適切と判断される場合、その占用を許可した。

# (4) 活動指標(事務事業の活動量を示す指標)

指標項目		21 年度	22 年度	23 年度	23 年度	26 年度
11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11	単位	実績	実績	計画	実績	目標値
A 道路占用許可件数	件	1,771	1,806	1,750	1,667	1,500
В						
С						

# (5) 意図(対象をどのように変えるのか)

適切な道路占用許可を行うことにより、道路環境の向上を図る。

# (6) 成果指標(意図の達成度を示す指標)

松無花口	₩++ <del>\</del>	単位	21 年度	22 年度	23 年度	23 年度	26 年度
指標項目	性格		実績	実績	計画	実績	目標値
A 道路占用許可申請件数に対する道路	口上げる						
占用許可件数の割合	□下げる	%	100	100	100	100	100
	■維持						
В	口上げる						
	□下げる						
	□維持						
С	口上げる						
	□下げる						
	□維持						

# (7) 事業費

項目	財源内訳	単位	21 年度実績	22 年度実績	23 年度計画	23 年度実績
事業費	1)	千円	0	0	0	0
	2	千円	0	0	0	0
	③ 方債	千円	0	0	0	0
	④ 般財源	千円	0	0	0	0
	⑤ の他( )	千円	0	0	0	0
	A 小計 ①~⑤	千円	0	0	0	0
人件費	⑥ べ業務時間数	時間	800	800	800	800
	B 職員人件費 ⑥×4,000円	千円	3,200	3,200	3,200	3,200
計	トータルコスト A+B	千円	3,200	3,200	3,200	3,200
備考						

# 

- (1) 必要性評価 (評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要)
  - ① 施策体系との整合性

道路環境の向上という点において結びついている。

# ② 市の関与の妥当性

法定事務である。

③ 対象の妥当性 法定事務である。
④ 廃止・休止の影響 法定事務である。
(2) <b>有効性評価(成果の向上余地)</b> 道路占用許可申請によるため,向上余地はない。
(3) 公平性評価 (評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要) 特定の受益者はいない。
(4) 効率性評価 事業費については、道路占用許可は道路管理者が行うものであり、外部委託できないため削減できない。また、適正な事務を継続するためにも人件費は削減できない。
<ul><li>4 事務事業の改革案 (Plan)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>
(2) 改革改善に向けて想定される問題点及びその克服方法

法定事務であるため, 現状維持が必要である。

# (1) 今後の方向性

- 現状維持(従来どおりで特に改革改善をしない)
- □ 改革改善を行う(事業の統廃合・連携を含む)
- □ 終了・廃止・休止

# (2) 全体総括・今後の改革改善の内容

道路の本来的な機能を阻害しない範囲内で、道路占用物件に対して道路占用が認められるか 判断するため、必要な事務事業である。